

家族のなかの子どもたち・若者たち —子ども・若者の見えない貧困を考える—



千葉県中核地域生活支援センター（以下、「中核センター」）事業は平成16年度に開設されて13年目を迎えました。この間の社会環境の変化を踏まえ、千葉県は平成29年度に要綱を改正し、これまでの包括的相談支援事業や権利擁護事業に加えて新たに市町村バックアップの事業を位置づけることとしています。

一方、平成29年6月、『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行され、市町村の役割として、地域福祉活動に地域住民の参加を得ながら地域住民等が自ら地域生活課題に関する相談に応じていく体制づくりを進めていくこと、生活困窮者自立相談支援事業をはじめとする関係機関が有機的に連携しながら住民の生活課題を一体的に解決していくための包括的な支援体制を整備していくことが定められました。2020年代初頭には全国の市町村で全面展開していくことが掲げられています。

中核センター事業に携わる私たちは、切れ目なく、どんな方でもワンストップで相談できる場所や人が必要なことを13年間の実践の中で実感してきました。このような政策の動きを、従来の「縦割り型」福祉のあり方を大きく変えるものとして評価する一方、具体的にどのように実現させていくかが問われていると考えています。今年度の白書では昨年度に引き続き、子どもたち、若者たちのおかれた厳しい状況を取り上げました。子どもたち、若者たちの生活には制度では対応できない課題、身近な地域のなかで声をあげにくい課題が多くあるなかで、目指すべき包括的支援体制が隙間をつくることなく人々の多様な生活やそのなかでの課題に目を向けていくことができるよう、中核センターとしても力を尽くしていきたいと考えています。

2017年7月

千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
会長 渋沢 茂

中核地域 生活支援センター とは？

千葉県が定める要綱にもとづき平成16年10月に開設された相談支援事業です。13の健康福祉圏域に1か所ずつ設置され、公募・選考された民間の法人が県から委託を受け、運営にあたっています。具体的な事業として、以下の4つが定められています。

1 包括的相談支援事業

制度の狭間や複合的な課題、新たな課題により生活不安を抱えている方等を中心に、関係機関とともに、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行う。

3 市町村等バックアップ事業

市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するにあたって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行う。

2 地域総合コーディネート事業

福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関等を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関と問題共有を図り、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。

4 権利擁護事業

本人や家族が認識していない権利侵害等も含め、積極的な把握と対応に努める。

相談の事例から

今年度の白書では、中核センターに寄せられている相談のなかから、家族のなかでもがいている子どもたち、若者たちの姿について、特徴的なエピソードを集め、事例としてご紹介いたします。家族のかたちも関係も、他者が一方的に良し悪しを決めつけることはできません。

CASE 1

家庭内暴力の被害を受けながら、家族を介護する女性への支援

スタート

20代女性。介護が必要な90代祖母と60代父、無職の30代長男と同居している。

祖母と父のところへ薬の配達をしている薬剤師から、「長女が兄から暴力を受けているようだ。」と中核センターに相談が入った。

長女と話をしたところ、長男は仕事で怪我をした後から、性格が一変してしまい、突然怒り出し、長女だけでなく他の家族にも暴力をふるうことがあるという。また、長女は、祖母と父の介護を一手に引き受けており、かなりの負担がかかっている状況であった。誰に相談して良いか分からなかった長女は、「私がやるしかないから」と

弱々しく話した。

同居する祖母と父の介護を担いながら、兄からの暴力にも黙って耐えるしかない生活を続けてきていた長女。祖母と父にはケアマネジャーがついて相談にのっていたが、長女を支援してくれる人はおらず、また、市役所やケアマネジャーからは、キーパーソンとして様々なことを求められ、大きな負担とともに孤立を感じている状態だった。

家族のキーパーソンとして負担が集中しているその人を支える役割が必要と考えた。



20才女性：薬の配達をしている薬剤師から
家族構成：90代祖母・60代父・30代長男



展開

長女に自分自身の生活を大切にもらうため、まずは週に1回半日だけでも自分の時間を持つことを目標とし、中核センターは長女とともに関係者へはたらきかけた。介護サービスの利用を嫌がっていた祖母や父は、関係者の丁寧な関わりにより、サービス利用へとつながった。

長男については、中核センターが精神科の受診につなげ、高次脳機能障害であることが判明した。精神保健福祉手帳を取得し、相談支援専門員の支援のもと、障害福祉サービスの利用が開始された。

その後

長女の介護負担は軽減され、週に1回は散歩や買い物等で自分の時間を持つようになった。現在はこの世帯に関わる関係機関のそれぞれが、長女の状況を気かけ、相談相手となっている。その中で、徐々に負担に思っていることや困っていることを話すことができるようになってきた。表情も明るくなり、高校時代に取り組んでいたスポーツに再チャレンジしてみようかなど笑えるようになった。

関係機関が「介護者」ではなく、1人の女性として捉えることで、長女の負担は和らいでいった。

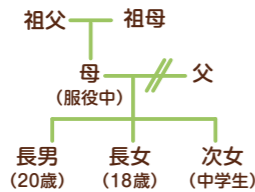
CASE 2

複雑な問題を抱えた家族を支える子どもたちの支援

スタート

ケアマネジャーより中核センターへ「認知症の祖母の介護保険料が支払えず、サービス利用ができない。世帯状況が複雑で、ネグレクトも疑われ、かかわってほしい」と協力依頼がある。

祖父は何度も生活保護の相談に行っていたが、自宅があることで申請には至らなかった。「自宅は手放したくない。」と、市の窓口で一方的に怒鳴っては帰っていく姿がみられていた。



展開

地域包括支援センターとともに世帯状況を確認する。祖父は仕事で不在にしていることが多く、離婚した母はSNSで知り合った複数の男性からお金をだまし取り服役中、20代の長男は高校卒業後からひきこもり状態、認知症の祖母は中学生の次女が学校を休んで介護をしていた。

また、祖父には多額の借金があり、祖父名義の自宅は抵当に入っている状況。高校を中退した18歳の長女が、バイトを複数かけもちしながら債務の返済を手伝っている事もわかった。



18才女性：ケアマネジャーから
家族構成：70代祖父母・20代長男・10代次女



関係機関は、家族の困難を自分たちなりに支えようとしていた子どもたちの気持ちに寄り添いたいと考えた。

債務整理は中核センターが弁護士との調整を開始。祖母への支援は地域包括とケアマネジャーが引き続き関わった。次女は中学校と家庭児童相談室が支援、長男・長女は中核センターと生活困窮者自立相談支援事業所が分担し、支援を開始した。

ケース会議等で各関係機関が連携を図りながら、家族まるごとの支援に取り組んだ。

その後

債務整理のために自宅を手放すことは避けられない事態となったが、家族と関係機関との信頼関係が構築されたことにより、転居に向けて家族の意見が一致した。

アパートでの新生活が始まるとともに、祖母の介護サービス利用も開始となった。次女は登校を再開。長男・長女の生活の立て直しについても、それぞれ動き出している。

多くの複雑な問題があっても、一つ解決の糸口が見えることで、全体が動き出していくことがある。家族の力を信じることも重要かもしれない。

CASE 3

外国籍の母が抱える問題から娘への支援へ

スタート

民生委員より中核センターに連絡が入る。「荒れた家のなかで生活している母子がいるので、訪問してもらえないか。」母は外国籍の40代で、長女は高校生。母が複数の男性と性的関係を持っているようで、家に数人の男が出入りをしているという。

中核センターが自宅を訪問すると、家はゴミ屋敷の状態だった。固い表情の母は「精神科の病院に通って薬を飲んでいるが、体調が良くならず、身の回りのことができない。働けないので生活保護を受けている。」と話した。

荒れた家で固い表情の母と暮らす長女のことか心配された。

展開

後日、障害の基幹相談支援センターの職員と自宅へ再訪問。男性たちとは、以前母が働いていた飲食店で知り合い、言葉が分からない母が頼んで書類の代筆なども手伝ってもらっていたよう。長女とも話したところ、「母と一緒にこの家で暮らしたい」という意向だった。

その後も、男性たちが家に入出入りしている状況は変わらず、中には、母が不在の時間に、長女に会うために通っている者もいた。母は長女と男性たちが話しをすることはできないと言っているが、関係者は長女がトラブルに巻き込まれる可能性を危惧した。



18才女性：民生委員から
家族構成：40代母



中核センターは、児童相談所・基幹センター・病院・市役所・学校・ヘルパー事業所・民生委員へ呼びかけて会議を開催。関係者で協議をした結果、長女への見守りも兼ねて、訪問介護と訪問看護の導入を決定する。

ヘルパーや看護師の派遣が開始されると、母は服薬が安定した。少しずつ自分でも家事をするようになり、訪問時には笑顔が見られるようになっていった。「困ったことを相談する人が出来て良かった」と、母は話してくれた。

助言や指導ではなく、母の具体的な困りごとに対応するための支援が求められていた。

その後

長女の見守りをさらに強化するため、訪問のサービスに加えて、関係者で日程調整をして定期訪問を行うことにした。訪問を重ねていくと、長女も関係者へ信頼を寄せてくれるようになった。何でも相談して欲しいと伝えたところ、長女は「わかりました」と笑顔で返事をしてくれた。

関係者が自宅へ訪問する機会が増えるにつれて、男性の出入りは減少。学校を休みがちだった長女は現在、母の作ったお弁当を持って元気に学校へ通っている。

子どもから注目していくと困っている家庭を発見できる

2～3ページでご紹介した、中核センターに寄せられる事例を読んでいただき、児童養護施設「はぐくみの杜君津」施設長の高橋克実さんにお話をうかがいました。

聞き手：渋沢茂会長（以下、敬称略）



子どもは自分で「助けて」とは言わない。

渋沢：高橋さんとはこれまでも個別の相談を通じて連携をさせていただいています。改めて、中核センターにつながる相談の事例を見ていただいて、どのように考えますか？



児童養護施設「はぐくみの杜君津」施設長
高橋 克実さん

高橋：こうした相談に中核センターが関わったとき、家庭のなかで問題が起きてからどのぐらい経っているものなのでしょうか？

渋沢：その家庭によってさまざまですね。中核センターは相談の年代を限定していませんから、困窮している家庭に関わっていて子育ての課題が見えてくることもある。一方で、かなり深刻になってからつながることもあります。

高橋：児童養護施設で暮らすようになった子どもの虐待通告は、保育園や学校からは少なく、近隣や警察が多い。みんな学校に行っているのに、気づかれないのはなぜなのでしょう？

渋沢：気づいていても、なかなかその問題に立ち入れないのでしょうか？

高橋：子どもたちは、自分の口で「助けて」とは言いませんから、誰が気づくかにかかっています。性被害に遭っていても、かえってそのことを周囲に知られないようにふるまって、学校では頑張ってしまう。子どもたちは優しい、どんなことがあっても親を許します。でも、たとえば事例にあるような、「学校を休みがち」などのエピソードは、子どもの出すサインですよね。親が病気だとか、経済的に苦しいとか、いくつかの要素があれば「ちょっと心配な家庭」となる。そうした家庭で子どもが何かのサインを出していたら、周囲が何とかそれに気づけないかと思っています。

渋沢：地域のなかで心配な家庭のことを話し合っていると、親から離れて施設で育った方がよいと言う人も多くいます。高橋さんはどう思われますか？

高橋：問題が深刻になる手前の早い段階でお父さんお母さんに支援があれば、親元で暮らせる子どもたちは多くいるのではないのでしょうか。施設に来る子どもの多くは、「家に帰りたい」と思っています。

渋沢：実際に帰れる子どもはどのぐらいいるのですか？

高橋：虐待で施設に来た子の多くは帰れない。ネグレクトの場合で、ようやく少し帰れるかなという程度です。

アフターケア事業の目指すところ

渋沢：高橋さんのところでは、施設等を退所した人たちのアフターケア事業も始められましたね。どんなことを目指していますか？

高橋：関係者の間では、いま子どもたちを短大や大学などに進学させることに注目が集まっています。自立援助ホームの要綱が改正されることにもなりました。でも、私が見てきた子どもたちの例で言えば、大学まで行ける子はそもそも力がある。社会に出てつまずく子のアフターケアにもっと関心を持つ必要があります。

渋沢：中核センターでも、施設を出た後の若者たちに何人か関わっています。

高橋：はい。施設だけでアフターケアを抱えられるのは、ほんの一部です。社会に出てぶつかる壁は、18才までのものと質が違います。児童養護の関係者は自分たちの限界を理解して、地域のさまざまな人たちの力を借りるべきだと考えています。

アフターケア事業で目指すのは、彼らが社会に出て困ったときにそのことを言って来てくれる関係をつないでいくことです。限られた体制でこちらから追いかけるのは無理でも、施設で暮らした時代に培った職員との関係があれば、困ったときの相談をアフターケア事業でコーディネートし、地域の支援機関につないでいくことができます。

親の困りごとを支えることが必要

渋沢：若い人たちは、どんどん動いていきますよね。SNSなどで地域を転々としていく。

高橋：そうですね。自治体や児童相談所の地域を越えていきます。ですから、管轄主義にこだわってはいそした人たちをフォローできない。

はぐくみの杜君津では、今年5月に乳児院も開設しました。私も乳児に関わるのは初めての経験ですが、まず赤ちゃんが「柔らかい」ことを改めて感じています。この時期に虐待を受けるとその傷は一生残ってしまう。

それから、乳児院は2才までの施設ですが、ほとんどの子が0才で入ってくる。お母さんたちは多くは10代で、病気や障害で困難を抱え頼れる親族もいない状態で、子どもを妊娠して働けなくなってようやく表にあらわれてきます。



千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 会長
渋沢 茂

渋沢：出産前から心配なお母さんをフォローする「特定妊婦」の仕組みが整ってきたということもあるのですが、逆に言うと、もともと支援が必要な若い人が、身重になって動きが取れなくなるまで支援につながっていないということですよね？

高橋：はい。虐待が起きる家庭は、たいてい親も困っています。あるお母さんに「私のことも助けてくれたら、こんな風にはならなかったのに」と言われました。

子どもから注目していくと困っている家庭が発見できる。突っ張って拒んでしまう親も多いのですが、頑張りやをねぎらって何とか関係をつなぎ、子育てをしているお父さんお母さんの困りごとを支えていくことができるといいなと思っています。

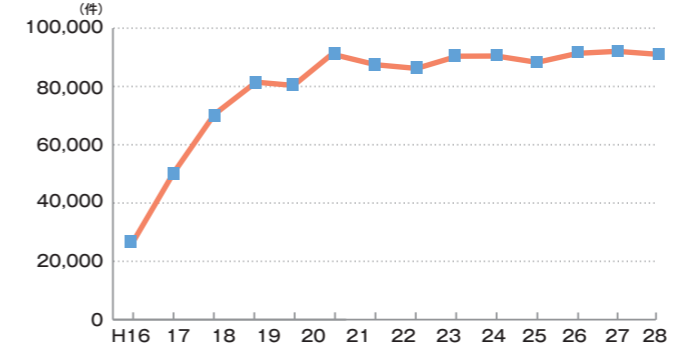
相談支援活動分析調査の報告

連絡協議会では、平成22年度から毎年度、新規に受理した相談者についての調査を実施しています。3年間の状況を比較検討し、今日的な相談の傾向等について分析しました。

市町村を中心とした身近な相談支援体制の整備により、中核センターに寄せられた相談のなかで、本来的な対応機関につなぐことで終結できるものも増えてきました。とくに障害福祉分野でその傾向が見られています。生活困窮者自立支援制度の開始により、「稼働年齢層」や「障害のない方」にも具体的な対応ができるようになりましたが、活用できる社会資源はまだ十分ではなく、中核センターも一緒に関わっています。年齢別、世帯別では、これまでより細かく年代を区切って傾向を把握してみました。

【図1 / 中核センターへの相談件数年度推移】

設立から昨年度までの、全センターの相談総数の推移です（初年度である平成16年は半年間の稼働であったため、比較を行うためにデータ数を2倍にして記しています）。

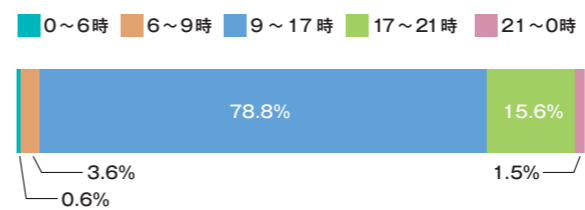


【表1 / 各センターの相談件数】

圏域ごとの中核センターの総相談件数と新規相談者数です。平成28年度の相談の全数は86,713件、新規相談者は2,959人でした。

圏域	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	相談件数	新規実人数	相談件数	新規実人数	相談件数	新規実人数
習志野	6,784	219	6,371	190	5,956	193
市川	10,878	173	9,363	189	6,579	236
松戸	9,521	359	8,598	407	9,217	424
野田	8,978	249	11,024	207	9,468	150
印旛	10,395	219	10,031	231	8,884	286
香取	4,668	101	3,907	120	4,885	130
海匝	4,941	149	5,474	109	4,313	236
山武	5,220	242	5,170	250	5,542	260
長生	5,867	116	7,718	153	8,185	242
夷隅	4,104	94	2,969	111	6,381	192
安房	5,370	150	3,952	169	3,309	121
君津	6,593	189	5,823	184	6,451	160
市原	7,574	330	7,456	335	7,543	329
合計	90,893	2,590	87,856	2,655	86,713	2,959

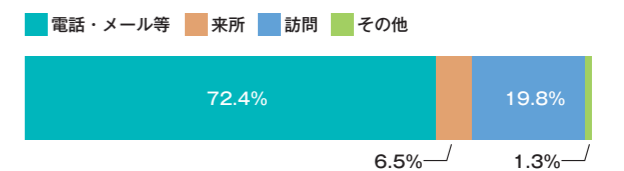
【図2 / 時間帯別の状況】



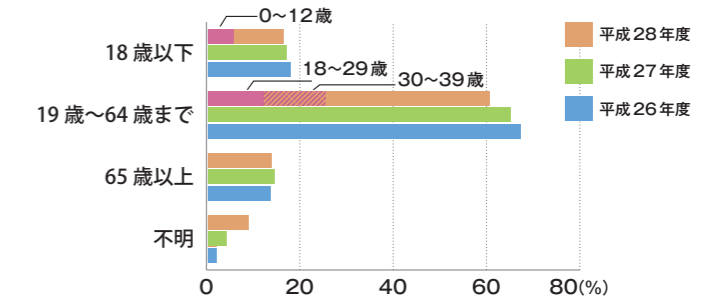
*平成29年4月より香取圏域の中核センターの運営法人が交代した関係で、分析調査は香取圏域の130人を除き、2,829人について実施しています。

【図3 / 対応方法別の状況】

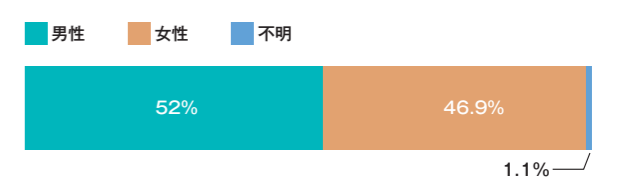
中核センターでは、直接相談者の生活の場に向いて必要な支援を行うアウトリーチ型の活動を重視しています。訪問先は相談者のご自宅の他、職場や行政機関、福祉サービス事業所や学校、医療機関等への同行支援を含みます。



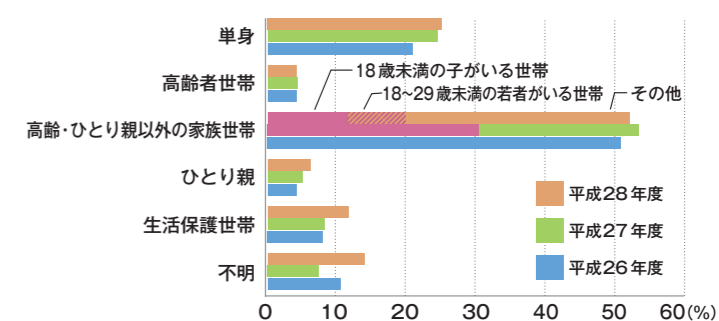
【図4 / 年齢層別の状況】



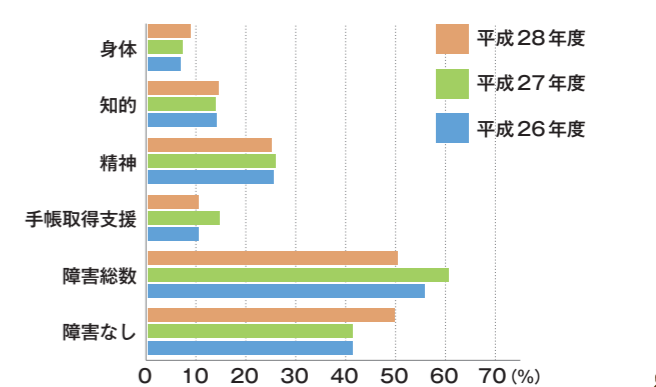
【図5 / 性別件数】



【図6 / 世帯別の状況】



【図7 / 障害の状況】



千葉県中核地域生活支援センター等一覧

平成27年度より、町村部を担当する中核センターは、あわせて生活困窮者自立支援法にもとづく町村の自立相談支援事業を運営しています。柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる(circle)」は、各市の自立相談支援事業です。船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。

のだネット

●野田市
野田市尾崎 840-32
TEL. 04 (7127) 5366
FAX. 04 (7127) 5367

がじゅまる

●市川市 ●浦安市
市川市大洲1-14-4 東洋荘101
TEL. 047 (300) 9500
FAX. 047 (300) 9509

なかまネット

●習志野市 ●八千代市
●鎌ヶ谷市
八千代市勝田台北 1-10-9
CREA 勝田台 303 号室
TEL. 047 (487) 2941
FAX. 047 (487) 0221

基幹相談支援センター ふらっと船橋

(船橋市障害者(児)総合相談支援事業)
●船橋市
船橋市海神 1-31-31
ジュネス海神 101
TEL. 047 (495) 6777
FAX. 047 (495) 6776

さーくる(circle)

(船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」)
●船橋市
船橋市湊町 2-12-4
湊町十二番館内4階401号室
TEL. 047 (495) 7111
FAX. 047 (435) 7100

いちほら福祉ネット

●市原市
市原市東国分寺台 3-10-15
TEL. 0436 (23) 5300
FAX. 0436 (23) 5225

君津ふくしネット

●木更津市 ●君津市 ●富津市
●袖ヶ浦市
富津市青木 2-16-14
アーバンスモール秋山 101
TEL. 0439 (27) 1482
FAX. 0439 (88) 1481

あいネット

(柏市地域生活支援センター)
●柏市
柏市柏下 65-1 ウェルネス柏 3F
TEL. 04 (7165) 8707
FAX. 04 (7165) 8709

ほっとねっと

●松戸市 ●我孫子市 ●流山市
松戸市新松戸 4-129
関口第5ビル 101
TEL. 047 (309) 7677
FAX. 047 (309) 7678

すけっと

●成田市 ●佐倉市 ●四街道市
●八街市 ●印西市 ●白井市
●富里市 ●酒々井町 ●栄町
佐倉市鑄木仲田町 9-3
TEL. 043 (483) 3718
FAX. 043 (483) 3719

香取CCC

●香取市 ●神崎町 ●東庄町
●多古町
香取市北 3-2-13
TEL. 0478 (50) 1919
FAX. 0478 (50) 1414

海匠ネットワーク

●銚子市 ●旭市 ●匝瑺市
旭市口 838
TEL. 0479 (60) 2578
FAX. 0479 (60) 2579

さんぶエリアネット

●東金市 ●山武市 ●大網白里市
●横芝光町 ●九十九里町
●芝山町
山武市富田 7-748
TEL. 0475 (53) 5208
FAX. 0475 (80) 2808

長生ひなた

●茂原市 ●白子町 ●長柄町
●長南町 ●睦沢町 ●一宮町
●長生村
茂原市長尾 2694
TEL. 0475 (22) 7859
FAX. 0475 (22) 7844

夷隅ひなた

●いすみ市 ●勝浦市 ●大多喜町
●御宿町
いすみ市大原 8927-2
TEL. 0470 (60) 9123
FAX. 0470 (60) 9124

ひだまり

●館山市 ●鴨川市 ●南房総市
●鋸南町
館山市山本 1155
TEL. 0470 (28) 5667
FAX. 0470 (28) 5668

